

社会福祉法人ホーム塩屋の役員に対する報酬規程

(目的)

第一条 この規程は、法人の運営管理にかかわる役員（理事・監事・顧問）の理事会への参加に係る報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬について)

第二条 各年度の総額が38万円を超えない範囲で源泉後の5,000円を会議に出席した役員に支給することが出来る。

この規程は平成29年4月1日から施行する。